証券コード　4386
2020年６月12日

株　主　各　位

東京都千代田区九段北四丁目２番１号
株 式 会 社 S I G
代表取締役社長　石　川　純　生

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討致しました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月26日（金曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月29日（月曜日）午前10時

２．場　　所　アルカディア市ヶ谷　私学会館　３階　富士西
東京都千代田区九段北４丁目２番25号
※前回とは会場が異なっております。末尾の会場ご案内図をご参照ください。
本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

３．目的事項
報告事項　第29期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

・株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.sig-c.co.jp）に掲載させていただきます。

・株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

＜株主様へのお願い＞

・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.sig-c.co.jp）より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

・会場受付付近で、株主様のためアルコール消毒液を配備いたします。
（ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申しあげます）

・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。

・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。

・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における国内の経済状況は、企業の堅調な設備投資や雇用環境の改善など、緩やかな回復基調から始まったものの、米中貿易摩擦問題やユーロ圏の政治リスクなど不安定な国際情勢による先行き不透明な状況が続きました。さらに足元で新型コロナウイルスの感染が全世界において拡大し、厳しい状況にあります。

当社が事業を展開する情報サービス産業においては、人手不足を背景とした合理化・省力化への投資などを中心に企業の設備投資が堅調に推移し、クラウド・AI・IoTといった新しい分野での需要拡大が進みました。

このような環境下、当社のシステム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業は主力とする事業領域において堅調な推移を見せた結果、当事業年度の経営成績において、売上高は4,476,290千円（対前年比5.9％増）となり、営業利益は380,765千円（同2.2％増）となりました。なお、東京証券取引所市場第二部への市場変更に伴い発生した営業外費用11,000千円により、経常利益は377,177千円（同8.4％増）、当期純利益は266,560千円（同4.6％増）となりました。

当社は、システム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業別の状況は次のとおりであります。

Ａ．システム開発事業

主要事業領域の業績が概ね計画通りに推移したほか、当該事業年度は期首にスタートした特需プロジェクトとなる大型案件の売上を予定通り計上した結果、対前期比で売上が増加いたしました。

公共系分野では、政令都市向けシステム開発の一部の案件がピーク期を終えたほか、年金系システム等、開発体制の規模が縮小傾向に進むなどの影響を受けるも、国保・共済系の安定需要と官公庁向けシステム開発の新規需要が重なり、概ね計画通りに推移しました。

製造系分野では、電子部品実装装置及び上位システム開発の予算が一部削減の影響を受けるも、前期比並みの売上となりました。また、既存取引の鉄鋼案件の需要が微増、メーカ向け新規取引による開発の需要が伸び、計画値を上回る売上となりました。

エネルギー系分野では、高速バッチ処理技術を用いた開発案件が第1四半期に終了するも、軸となる託送関連システムの需要の伸びに加え、新規部門への参入も重なり、概ね計画通りに推移しました。

サービス系分野では、軸となる仮想移動体通信事業者向け開発支援体制の要員拡充が進んだほか、Webアプリケーション開発や物流系サービスの開発支援において新規取引が進んだ結果、大幅に計画を上回る売上となりました。

金融系では、保険系システム開発を軸に、第3四半期から銀行向けスマートフォンアプリケーション開発の需要が伸び、概ね計画通りに推移しました。

これら主要事業領域の堅調な業績および特需プロジェクトの売上を計上した結果、売上高3,543,320千円（対前期比5.1％増）となりました。

B．インフラ・セキュリティサービス事業

当事業年度は、主要事業領域である金融（証券）系案件を軸に、各事業領域におけるクラウド基盤への移行・構築の需要が伸びたほか、エネルギー系分野での案件拡大により、対前期比で売上が増加いたしました。

公共系分野では、既存取引の防災系・官公庁系の案件の需要が伸び、大幅に計画を上回る売上となりました。

金融（証券）系分野では、第4四半期に僅かながらも売上が減少・計画を下回るも、証券系基盤構築案件を軸に、クラウド基盤への移行等の案件が増加、要員拡充に努めた結果、同分野で対前期比を上回る売上となりました。

サービス系分野では、軸となる仮想移動体通信事業者向けインフラ業務支援の要員拡充のほか、ビッグデータ環境基盤となるAWS等のクラウド環境構築に関する需要による要員拡充、クラウド関連の請負の需要が増えた結果、計画値を上回る売上となりました。

セキュリティ系分野では、大手SIer向けセキュリティ商材に関する検証・構築・導入支援案件を軸に、脆弱性診断業務や指紋認証装置等のセキュリティ商材販売等の安定需要により概ね計画通りとなりました。

これら主要事業領域の堅調な業績に加え、エネルギー系分野での基幹システムの請負案件が下期からスタートし、同分野の前期比が133.1％の売上を計上した結果、売上高932,969千円（対前期比8.9％増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第28期（2019年３月期）（前事業年度）		第29期（2020年３月期）（当事業年度）		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
システム開発事業	3,370百万円	79.7%	3,543百万円	79.2%	173百万円	5.1%
インフラ・セキュリティサービス事業	856	20.3	932	20.8	76	8.9
合計	4,226	100.0	4,476	100.0	249	5.9

② 設備投資の状況
当事業年度における重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況
当事業年度中に運転資金として、金融機関より長期借入金400,000千円の調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第26期 (2017年３月期)	第27期 (2018年３月期)	第28期 (2019年３月期)	第29期 (当事業年度) (2020年３月期)
売上高（千円）	3,547,966	3,804,145	4,226,577	4,476,290
経常利益（千円）	210,249	300,202	348,015	377,177
当期純利益（千円）	132,101	179,045	254,939	266,560
１株当たり当期純利益（円）	27.69	37.16	46.96	47.25
総資産（千円）	1,631,819	1,754,255	2,190,810	2,615,981
純資産（千円）	521,975	732,220	1,354,408	1,365,320
１株当たり純資産（円）	109.41	148.62	241.08	244.32

（注）１．１株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．2019年１月１日付で普通株式１株につき３株の割合をもって株式分割を行っております。第26期（2017年３月期）の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

① 人材の確保と育成

当社が事業を展開する情報サービス産業は「人材がすべて」と考えており、人材の強化は重点課題として取り組んでおります。

人材育成においては教育専門の組織を配置し、スキルレベルに対応した幅広い教育制度を実施しており、資格取得に対しても資格制度を更に充実させて会社を挙げて全面的にサポートしております。

一方、情報サービス産業においては人材不足が深刻化しており、企業の持続的成長を達成するためには積極的な人材確保の推進が不可欠であります。

首都圏や大都市圏では人材確保が難航・激化しておりますが、当社では全国に配置した拠点によるIターン、Uターンでのキャリア採用と地元の優秀な学生の新卒採用に重点を置いて取り組んでおります。また、当事業年度より、文化の親和性と今後の成長が見込めるバングラデシュ・ミャンマーより現地採用を開始しており、国内での地方人材の採用実績をグローバル採用で再現すべく、海外人材の獲得にも取り組んでおります。

② コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社は、継続的な企業価値の向上を実現させるためには、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しております。そのため、コーポレートガバナンス・コードを制定しており、コンプライアンス遵守を重視した企業経営を推進し、業務運営の効率化及びリスク管理の徹底等、内部管理体制の強化に取り組んでおります。

③ 先端技術への取り組み

第４次産業革命のコア技術であるAI、IoT、ロボット、ビッグデータといった最先端のIT技術の応用とそれらを繋ぐために必要なネットワークセキュリティ対策に力を入れております。また、知識交流を目指した産学連携を推進し、ベンチャー企業との協業を進めております。

④ 営業力の強化

既存顧客に対する深堀り営業を強化すると共に、営業に留まらず技術者も新規案件の獲得及び既存案件の継続にも注力しております。2020年４月からは新規事業推進部を新設するとともに、全社営業推進グループをビジネスアライアンスグループとして再整備し、各事業拠点、各事業部個別の顧客、ソリューション、商材等の情報を一元的に共有し、より迅速な提案活動による全社の受注活動の活性化を図っております。

⑸ **主要な事業内容**（2020年３月31日現在）

事業区分	事業内容
システム開発事業	当社は、官公庁・地方自治体等の公共事業や金融・サービス業向けの各種情報システム、プラント向けの制御・監視システム、製造装置向けの組込みシステム開発等、様々な分野においてシステム開発を展開しております。 情報システムの導入において最適なシステムとなるよう、顧客の業務の内容や目的に応じた企画の提案、ハードウエア、ソフトウエアの選定、システムの開発や構築、運用まで、総合的なサービスを提供しております。
インフラ・セキュリティサービス事業	当社は、情報を管理する各種サーバやストレージ等の機器構成に留まらず、ネットワーク、データベース、バックアップ等の設計・構築から導入支援、運用管理まで、ITインフラソリューションでは長年の実績とノウハウに基づく信頼性・拡張性を重視したサービスを提供しております。また、当社はクラウドサービスに必要な最新技術や専門技術の認定や両技術に精通した有資格者を揃え、設計から構築、導入支援、運用管理まで数多くの導入実績があります。 セキュリティサービスでは、米国SecuGen社の製品を始め、セキュリティホール探索や実際に侵入や攻撃を試みるペネトレーションテスト等に用いる脆弱性対策ツール等、セキュリティ商材の販売と、その設計・構築・保守・運用までの一元的なサービスを提供しております。

⑹ **主要な営業所及び工場**（2020年３月31日現在）

本社	東京都千代田区
事業所	関西事業所（大阪府大阪市西区）、九州事業所（福岡県福岡市博多区）、 甲府事業所（山梨県甲府市）、総合研究所（石川県金沢市、福井県福井市）
オフィス	仙台（宮城県仙台市青葉区）、名古屋（愛知県名古屋市中区）、 クラウドビジネスセンター（神奈川県横浜市）

（注）クラウドビジネスセンターは、2019年10月１日にクラウドビジネスの更なる推進とサービスの拡充を目的に横浜分室から名称を変更し開設しております。

(7) **使用人の状況**（2020年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減
384名	26名増

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）を記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	324,998千円
株式会社きらぼし銀行	105,016
株式会社三井住友銀行	14,988

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（2020年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 19,500,000株

⑵ **発行済株式の総数** 5,775,660株

⑶ **株主数** 1,999名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
株式会社ＩＧカンパニー	1,962,000株	35.10%
石川純生	589,200	10.54
八田英伸	273,840	4.90
株式会社ぬ利彦	216,000	3.86
迫田敏子	169,200	3.02
株式会社テプコシステムズ	156,000	2.79
株式会社オフィスエムエスイー	120,000	2.14
井上享	118,080	2.11
藤岡昭行	114,240	2.04
廣重朋昭	59,400	1.06

（注）１.当社は、自己株式を187,380株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑸ **その他株式に関する重要な事項**

① ストック・オプション行使により、発行済株式の総数は152,400株増加しております。

3．新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2016年７月19日	2017年７月14日
新株予約権の数		408個	90個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 48,960株 (新株予約権１個につき 120株)	普通株式 10,800株 (新株予約権１個につき 120株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 10,080円 (１株当たり 84円)	新株予約権１個当たり 12,840円 (１株当たり 107円)
権利行使期間		2018年７月20日から 2026年６月29日まで	2019年７月15日から 2027年６月28日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 408個 目的となる株式数 48,960株 保有者数 4名	新株予約権の数 90個 目的となる株式数 10,800株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

(注) １．2018年11月12日開催の取締役会決議により、2019年１月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割が行われております。上記の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」は調整後の内容となっております。

２．行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要します。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではありません。

② 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めません。

3．新株予約権の取得事由及び条件

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができます。

② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除きます）、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得いたします。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石川　純生	
専務取締役	八田　英伸	管理部門担当
常務取締役	藤岡　昭行	全社事業部担当
取締役	石川　泰久	営業部長
取締役	志賀　徹也	明豊ファシリティワークス株式会社　社外取締役（監査等委員） クオリティソフト株式会社　社外取締役
取締役	臼井　敏雄	
常勤監査役	望月　眞澄	
監査役	森嶋　正	森嶋公認会計士事務所　代表
監査役	松沢　哲也	

（注）１．取締役志賀徹也氏及び臼井敏雄氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役望月眞澄氏、監査役森嶋正氏及び監査役松沢哲也氏は、社外監査役であります。
３．監査役森嶋正氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除きます）及び監査役の責任限定に関する規定を設けております。当該定款に基づき職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除きます）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	6名 (2)	85百万円 (5)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	8 (8)
合計 （うち社外役員）	9 (5)	93 (13)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役の報酬限度額は、2017年６月28日開催の第26期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3．監査役の報酬限度額は、2017年６月28日開催の第26期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役志賀徹也氏は、明豊ファシリティワークス株式会社社外取締役（監査等委員）及びクオリティソフト株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役森嶋正氏は、森嶋公認会計士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 志賀徹也	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回、指名・報酬委員会５回のうち５回に出席いたしました。出席した取締役会及び指名・報酬委員会において、大手IT企業の経営トップ経験者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 臼井敏雄	2019年６月27日開催の第28期定時株主総会において選任され、選任後の当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、指名・報酬委員会５回のうち５回に出席いたしました。出席した取締役会及び指名・報酬委員会において、産業界における幅広い領域の豊富な経験と見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 望月眞澄	当事業年度に開催された取締役会18回のうち14回、監査役会13回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に業務に係るビジネスリスク等に関し、他社の常勤監査役として従事していた知見から適宜発言を行っております。
監査役 森嶋正	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 松沢哲也	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主にリスク管理体制を含めたガバナンス体制の充実等に関し、他社の情報部門の責任者として従事していた知見から適宜発言を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　有限責任 あずさ監査法人

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、並びに会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において「内部統制システム運用に関する方針」を決議しております。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、全役職員が法令、定款及び社会規範を遵守し、その重要性について定期的に情報発信することにより、周知徹底を図ります。

当社は、「コンプライアンス・リスク委員会」、稟議制度、内部監査及び顧問弁護士からの助言等によりコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業上のリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保しております。

万が一不正行為が発生した場合、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に係る審議を「コンプライアンス・リスク委員会」を通じて行い、その結果を踏まえて人事・総務部にて再発防止活動を推進いたします。

「内部通報制度規程」に基づき内部通報体制として通報窓口を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反及びその恐れのある事実の早期発見に努めます。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報システム管理規程」に基づき、情報セキュリティに係る責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持及び向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理体制を確立しております。

「個人情報管理規程」に基づき「個人情報保護マネジメントシステム」を構築・運用し、プライバシーマークの認定を取得・維持し、個人情報を厳重に管理しております。

法令及び「文書管理規程」に基づき、文書及び電子データにより、取締役の職務執行に係る情報を記録し、保存しております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、潜在的なリスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を講じます。

経営上重大となるリスクへの対応方針、リスク管理の観点から重大と判断される事項については、「コンプライアンス・リスク委員会」において十分な審議を行い、その結果を取締役会に報告するものといたします。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則として毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行っております。中期経営計画により、中期的な基本戦略及び経営指標を明確化すると共に、年度ごとの利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。

当社は、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務実行を図り、その職務執行状況を適宜取締役会に報告しております。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置くものといたします。

⑥　上記⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の任命・異動等の人事に関する事項については、監査役の同意を得た上で行い、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保いたします。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時の職務の執行状況やその他に関する報告を行うものといたします。

監査役は、重要会議への出席又は不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができます。

⑧　上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報制度規程」において、通報者が通報したことに関していかなる不利益も与えてはならないと明確に定義しております。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、会計監査人及び弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払うものといたします。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会に定期的に出席すると共に、稟議書やその他重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて報告を求めております。また、会計監査人及び内部監査担当者等と監査上の重要課題等について定期的に情報交換を行い、相互の連携を深めて内部統制状況を監視いたします。

⑪　財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法やその他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行うものといたします。当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制や日常的なモニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めるものであります。

⑫　反社会的勢力への対応

当社は、「反社会的勢力排除規程」及び「反社会的勢力排除検証審査手順」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化いたしております。反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から顧問弁護士や外部機関等との密接な連携を構築いたします。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、内部統制システムを整備しており、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

常勤監査役は、監査役監査のほか、取締役会及び社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。また、内部監査担当が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行っております。

7．会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では当該基本方針及び買収防衛策については、特に定めておりません。

当社は、業績のさらなる改善を図ることにより、企業価値の一層の向上を目指しており、積極的なIR活動の推進により、当社の経営方針、戦略及び業績等を市場に遅滞なく伝えるよう努力してまいります。

また、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要であると考えており、今後の社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,365,300**	**流動負債**	**848,284**
現金及び預金	1,597,027	買掛金	278,609
受取手形	935	1年内返済予定の長期借入金	125,292
売掛金	709,098	リース債務	3,046
電子記録債権	24,747	未払金	38,778
商品	2,779	未払費用	109,402
仕掛品	277	未払法人税等	69,597
前払費用	28,703	前受金	24,872
その他	1,852	預り金	11,340
貸倒引当金	△121	賞与引当金	109,506
		その他	77,839
固定資産	**250,680**	**固定負債**	**402,375**
有形固定資産	**52,504**	長期借入金	319,710
建物附属設備	39,521	リース債務	6,616
工具、器具及び備品	56,517	退職給付引当金	76,049
リース資産	11,181	**負債合計**	**1,250,660**
減価償却累計額	△54,715	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**29,704**	**株主資本**	**1,365,320**
ソフトウエア	27,465	**資本金**	**500,171**
その他	2,238	**資本剰余金**	**361,125**
投資その他の資産	**168,471**	資本準備金	361,125
投資有価証券	1,605	**利益剰余金**	**615,689**
繰延税金資産	69,566	その他利益剰余金	615,689
敷金	93,041	繰越利益剰余金	615,689
その他	14,258	**自己株式**	**△111,665**
貸倒引当金	△10,000	**純資産合計**	**1,365,320**
資産合計	**2,615,981**	**負債純資産合計**	**2,615,981**

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,476,290**
売上原価		**3,399,521**
売上総利益		**1,076,769**
販売費及び一般管理費		**696,003**
営業利益		**380,765**
営業外収益		
受取利息	15	
助成金収入	8,745	
その他	67	8,828
営業外費用		
支払利息	747	
上場関連費用	11,000	
その他	668	12,416
経常利益		**377,177**
特別損失		
投資有価証券評価損	8,144	8,144
税引前当期純利益		**369,032**
法人税、住民税及び事業税	104,499	
法人税等調整額	△2,027	102,472
当期純利益		**266,560**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	492,724	353,678	353,678	508,043	508,043	△38	1,354,408	1,354,408
当期変動額								
新株の発行	7,446	7,446	7,446				14,893	14,893
剰余金の配当				△158,915	△158,915		△158,915	△158,915
自己株式の取得						△111,627	△111,627	△111,627
当期純利益				266,560	266,560		266,560	266,560
当期変動額合計	7,446	7,446	7,446	107,645	107,645	△111,627	10,911	10,911
当期末残高	500,171	361,125	361,125	615,689	615,689	△111,665	1,365,320	1,365,320

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　３～15年

工具、器具及び備品　　３～10年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　　利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

・市場販売目的のソフトウエア

見込み販売期間（３年）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

③　リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑷　収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウエアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準（検収基準）を適用しております。

⑸　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①　繰延資産の処理方法　　株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

②　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③　消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　5,775,660株

⑵　当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　　187,380株

⑶ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日定時株主総会	普通株式	95,505	17	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月12日取締役会	普通株式	63,409	11	2019年9月30日	2019年11月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	33,529	6	2020年3月31日	2020年6月30日

⑷ 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 205,440株

3．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、システム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業を行うため、必要な運転資金は銀行借入れにより調達しております。一時的な余剰資金は主に短期的な預金等で運用しております。デリバティブに関する取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権については、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、協業会社との関係強化を目的としたものであり、出資先の信用リスクに晒されております。

敷金は、主に事務所の建物に関する賃貸借契約に基づくものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後5年であります。また、当該借入は変動金利で行っており、金利の変動リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先ごとの期日管理及び与信管理を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、必要に応じて金利条件の見直しや借換えを行うことで金利の変動リスクを管理しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金及び預金	1,597,027千円	1,597,027千円	－千円
⑵ 受取手形	935	935	－
⑶ 売掛金	709,098	709,098	－
⑷ 電子記録債権	24,747	24,747	－
⑸ 敷金	93,041	69,570	△23,471
資産合計	2,424,850	2,401,379	△23,471
⑴ 買掛金	278,609	278,609	－
⑵ 未払法人税等	69,597	69,597	－
⑶ 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	445,002	445,002	－
負債合計	793,208	793,208	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　受取手形、⑶　売掛金、⑷　電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑸ 敷金

時価については、その将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額を控除後）を国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

⑴ 買掛金、⑵ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶ 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,605

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,597,027千円	－千円	－千円	－千円
受取手形	935	－	－	－
売掛金	709,098	－	－	－
電子記録債権	24,747	－	－	－
合計	2,331,808	－	－	－

敷金については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

４．借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	125,292千円	106,910千円	92,800千円	60,000千円	60,000千円	－千円
合計	125,292	106,910	92,800	60,000	60,000	－

4．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	33,530千円
退職給付引当金	23,286千円
未払事業税	6,434千円
未払費用	5,029千円
その他	14,408千円
繰延税金資産小計	82,689千円
評価性引当額	△13,123千円
繰延税金資産の純額	69,566千円

5．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たりの純資産額	244円32銭
⑵　１株当たりの当期純利益	47円25銭

6．重要な後発事象に関する注記

当社は、2020年４月15日開催の取締役会において、下記の通りコミットメントライン契約の締結について決議し、2020年４月27日及び４月30日付でコミットメントライン契約を締結いたしました。

⑴　コミットメントライン設定の目的

当社は、新型コロナウイルスの一段の感染拡大と長期化に備えて手元資金を手厚くし、財務基盤をより一層強固なものにすることを目的として本契約を締結いたしました。

⑵　コミットメントラインの概要

契約締結先	株式会社りそな銀行	株式会社三井住友銀行
契約金額	400,000千円	400,000千円
契約締結日	2020年４月27日	2020年４月30日
コミットメント期間	2020年４月30日から 2021年８月31日まで	2020年４月30日から 2021年４月30日まで
契約形態	相対型コミットメントライン	相対型コミットメントライン
担保の状況	無担保	無担保

（追加情報）

また、当社は上記のコミットメントラインに追加して、2020年５月19日付で株式会社みずほ銀行と200,000千円のコミットメントライン契約を締結予定です。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月13日

株式会社ＳＩＧ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　越智　一成　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　戸塚　俊一郎　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＳＩＧの2019年４月１日から2020年３月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正または誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、私たち監査役は、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期ごとに報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月20日

株式会社ＳＩＧ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　望月眞澄　㊞

社外監査役　森嶋正　㊞

社外監査役　松沢哲也　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第29期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類
金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金６円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は33,529,680円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
2020年６月30日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項
該当事項はありません。

第２号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年６月28日開催の第26期定時株主総会において、年額400百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」といいます）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、年額80百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分について、取締役会で決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものとし、かつ使用人兼務取締役における使用人分にかかる給与はこれに含めないものといたします。

現在の取締役は６名（うち社外取締役２名）ですが、対象取締役は４名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案より支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率、併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する）といたします。

なお、その１株あたりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当社普通株式を引受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社取締役会において決定する額といたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結するものとします。

１．譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間までの間において当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。

2．退任または退職時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間満了前に当社の取締役、執行役員、監査役、従業員その他これに準ずる地位のいずれをも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

3．譲渡制限の解除

上記１．の定めに関わらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役、執行役員、監査役、従業員その他これに準ずる地位のいずれかにあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記２．に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記２．に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4．組織再編等における取扱い

上記１．の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関しては当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

5．その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：アルカディア市ヶ谷　私学会館　３階　富士西
東京都千代田区九段北４丁目２番25号
TEL 03-3261-9921
（前回とは会場が異なっております）



交通	JR中央・総武線	「市ヶ谷駅」	徒歩２分
	都営新宿線	「市ヶ谷駅」	１又はＡ１、Ａ４出口より徒歩２分
	東京メトロ有楽町線	「市ヶ谷駅」	１又はＡ１出口より徒歩２分
	東京メトロ南北線	「市ヶ谷駅」	１又はＡ１出口より徒歩２分